

「IV. 大学への提言」に対する改善報告についての審議結果

大学名：金城学院大学薬学部

本評価実施年度：2018（平成30）年度

2024年1月15日

一般社団法人 薬学教育評価機構 総合評価評議会

「改善すべき点」に対する改善報告への審議結果

※検討所見以外は提出された改善報告書のまま記載しています。

■改善すべき点への対応について

改善すべき点（１）

（１）改善すべき点が指摘された『中項目』

２．カリキュラム編成

（２）指摘事項

「薬学総合演習」が６年次の授業時間の大半を占めており、最終学年の教育が国家試験の合格を意識した知識の修得に偏ったものになっている点は改善する必要がある。

（３）本評価時の状況

薬学部がディプロマ・ポリシーに掲げる“社会並びに医療現場で信頼される薬剤師になるための薬学的知識と技能を身につけている”ことは、国家試験合格を以ってその水準が担保されるという観点から、国家試験合格を目標とした教育を重視してきた。しかし、指摘のとおり、６年次の授業時間が国家試験合格のための知識修得に偏っていたことは否めない。

（４）本評価後の改善状況

令和２（２０２０）年度シラバスより、薬学総合演習にグループ討議（SGD）など能動学習を取り入れた。令和３（２０２１）年度以降の入学生を対象とした新カリキュラムにおいては、「薬学総合演習」を７単位とし（旧カリキュラムでは９単位）、実務実習事後学習や実践的薬物治療の向上を目指した演習科目である「薬学応用演習」（２単位）を新設し、偏りを是正した。尚、旧カリキュラムの在校生においては、上述の通り令和２年度より「薬学総合演習」９単位の中で、新たにグループワークなどアクティブラーニングの方略を取り入れることで部分的に対応している。該当シラバスの授業概要に「また、衛生薬学分野ではスモールグループディスカッション（SGD）を通して衛生・環境問題に対する態度を育むと共に、実務の領域では、実務実習の事後学習をアクティブラーニング形式で行うことで薬剤師としての知識・技能・態度教育を養う」ことを記載している。

（５）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料 1-1 2020 年度「薬学総合演習（通年）」シラバス

資料 1-2 2021 年度入学生からのカリキュラム課程表

資料 1-3 薬学部薬学科のカリキュラム変更に伴う金城学院大学学則の一部変更

検討所見

改善すべき点（１）は、本評価時において、６年次の授業時間の大半が薬剤師国家試験の合格のための知識修得を目標とする「薬学総合演習」で占められていた状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（４）の対応をとり、令和２（２０２０）年度から「薬学総合演習」にグループ討議（ＳＧＤ）などの能動学習を取り入れるとともに、令和３（２０２１）年度入学生からの新カリキュラムにおいて、旧カリキュラムの９単位から７単位に減らすとともに、実務実習事後学習や実践的薬物治療の向上を目指した演習科目である「薬学応用演習」（２単位）を新設した。また、旧カリキュラムで学ぶ在校生には、令和２年度からの「薬学総合演習」にグループワークなどのアクティブラーニングの方略を取り入れることで部分的に対応している。

以上のことは、上記（５）の根拠資料から確認できたが、薬剤師国家試験の合格のための知識修得を目標とした講義が６年次の授業時間の大半を占めていたカリキュラム編成には改善が十分とはいえないので、指摘の趣旨に沿った改善をさらに進めることを期待する。

改善すべき点（２）

（１）改善すべき点が指摘された『中項目』

３．医療人教育の基本的内容

（２）指摘事項

ヒューマニズム教育・医療倫理教育に対応する科目が、２および３年では実施されておらず、医療人として生命に関わる薬学専門家に相応しい行動を身につけるための教育が体系的に行われていないので、改善が必要である。

（３）本評価時の状況

指摘の通り、２および３年次にはヒューマニズム教育および医療倫理教育に係る科目が配置されておらず、６年間を通じた体系的な教育が実践されていなかった。

（４）本評価後の改善状況

体系的なヒューマニズム、医療倫理教育が実践できるように科目を見直し、特定の学年に偏らない科目配置とした。１年次は、「薬学 PBL（１）」および「薬学 PBL（２）」、「基礎薬学演習 B」、２年次は「薬学セミナー（４）」、３年次は「薬学セミナー（５）のトピックスセミナー」、「薬学 TBL」（木曜日の２回程度）で医療倫理に関するシネメディケーションを実施することとした。

（５）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料 2-1 2020 年度「薬学 PBL（１）」シラバス

資料 2-2 2020 年度「薬学 PBL（２）」シラバス

資料 2-3 2020 年度「基礎薬学演習 B」シラバス

資料 2-4 2020 年度「薬学セミナー（４）」シラバス

資料 2-5 2020 年度「薬学セミナー（５）」シラバス

資料 2-6 2020 年度「薬学 TBL」シラバス

検討所見

改善すべき点（２）は、本評価時において、ヒューマニズム教育・医療倫理教育に関する科目が２～３年次に実施されておらず、医療人として生命に関わる薬学専門家にふさわしい行動を身につけるための教育が体系的に行われていなかった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（４）の対応をとり、体系的なヒューマニズム教育・医療倫理教育を実践できるように、１～３年次の科目を見直し、特定の学年に偏らない科目配置とした。

以上のことは上記（５）の根拠資料から確認できたので、指摘された問題点は改善されたものと判断する。

改善すべき点（3）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

3. 医療人教育の基本的内容

（2）指摘事項

ヒューマニズム教育・医療倫理教育に対応する科目の技能・態度に関わる評価方法を適切なものとする必要がある。

（3）本評価時の状況

薬学部のヒューマニズム、医療倫理教育に対応する科目の技能・態度に関わる評価方法は、シラバスの中で科目ごとに記載されていたが、SB0の領域との対応が適切でないものがあり、技能・態度に関わる到達度が必ずしも適切に評価されてはいなかった。

（4）本評価後の改善状況

指摘を受け、ヒューマニズム教育・医療倫理教育に対応する科目の態度・技能に関わる評価を見直した。例えば4年次後期に開講される「薬学CBL〈前半〉」や3年次後期に開講される「薬学TBL」では、態度・技能に関わるSB0を記載するとともに、SB0に適した評価を行うことをシラバス評価方法に記載した。それ以外の科目についても同様の改善を行っているが、全てのヒューマニズム教育・医療倫理教育に対応する科目について徹底しているとは言いがたい。次回の評価までに全ての科目で改善する予定である。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料3-1 2020年度「薬学CBL〈前半〉」シラバス

資料3-2 2022年度「薬学TBL」シラバス

検討所見

改善すべき点（３）は、本評価時において、ヒューマニズム教育・医療倫理教育に関連する科目の技能・態度に関わる評価方法が適切でなかった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（４）の対応をとり、「薬学CBL〈前半〉」及び「薬学TBL」については、態度・技能に関わるSBOに適した評価を行うことをシラバスに記載したが、全ての関連科目について徹底できておらず、改善予定であるとしている。

以上のことは、上記（５）の根拠資料から確認できたが、改善は一部の科目に留まっているため、今後、ヒューマニズム教育・医療倫理教育に関連する全ての科目において技能・態度の評価を適切な方法で行うよう、改善をさらに進めることを求める。

改善すべき点（４）

（１）改善すべき点が指摘された『中項目』

３．医療人教育の基本的内容

（２）指摘事項

ヒューマニズム教育・医療倫理教育を総合した目標達成度の評価は行われていないので、適切な評価を行うことが必要である。

（３）本評価時の状況

薬学部が実施するヒューマニズム教育・医療倫理教育に関連した講義・実習科目（内容を自己点検・評価書 10 ページ表 3-1 に記載）は、科目ごとに達成度が評価されていたが、ヒューマニズム教育・医療倫理教育として総合評価されてはならず、これを適切に実施する必要があった。

（４）本評価後の改善状況

ヒューマニズム教育・医療倫理教育を総合した目標達成度を評価するため、ディプロマ・ポリシーのルーブリック評価表並びにヒューマニズム教育・倫理教育の共通ルーブリック評価表を作成し、各年度の始めに自己評価し、紙媒体のK-フォルオに記すこととし、アドバイザー教員は面談の際に閲覧することが可能で、必要に応じてアドバイスできる。一方、ディプロマ・ポリシーの（５）「福音主義キリスト教に基づいた倫理観により、隣人のため社会のために主体的に行動し、薬事衛生に携わることによって社会に貢献することができる。」はヒューマニズム教育の評価項目と考えられ、2023年度4月よりルーブリック評価表を用いた自己評価をmanabaへ入力することにした結果、全教員が閲覧できるとともに、薬学部教育プログラムの検証に用いることが可能となった。今後、ヒューマニズム教育・倫理教育の共通ルーブリック評価表についてもmanabaへ入力するようあらため、年2回のアドバイザーとの面談で積極的に利用することあらためたい。

（５）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料 4-1 金城学院大学薬学部K-フォルオ 2020 年度版

資料 4-2 薬学部医療倫理・ヒューマニズム教育のルーブリック評価表（K-フォルオより抜粋）

検討所見

改善すべき点（４）は、本評価時において、ヒューマニズム教育・医療倫理教育を総合した目標達成度の評価が行われていなかった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（４）の対応をとり、ディプロマ・ポリシーのルーブリック評価表並びにヒューマニズム教育・倫理教育の共通ルーブリック評価表を作成し、各年度の始めに学生に自己評価させ、教員が面談の際にそれを閲覧してアドバイスする体制を整備した。

以上のことは、上記（５）の根拠資料から確認できたが、評価は学生による自己評価に留まっているので、教員による総合的な評価の実施を含め、指摘の趣旨に沿った改善をさらに進めることを期待する。

改善すべき点（５）

（１）改善すべき点が指摘された『中項目』

３．医療人教育の基本的内容

（２）指摘事項

コミュニケーションの基本的能力を身につける教育を総合した目標達成度の評価は行われていないので、適切な評価を行うことが必要である。

（３）本評価時の状況

コミュニケーションの基本的能力を身につける教育に係る科目ごとの評価に基づき、教育領域全体の目標達成を総合評価することが必要であったが、実施していなかった。

（４）本評価後の改善状況

平成 30(2018)年度に、「薬学 PBL」のルーブリック評価表、金城学院大学薬学部における問題解決型学習の共通ルーブリック評価表を作成した。これらルーブリック評価表を用い、「薬学 PBL」（１、２年次）、「薬学 TBL」（３年次）および「薬学 CBL」（４年次）を通して、コミュニケーションの基本的な能力の目標達成度を自己評価させている。具体的には、「薬学 PBL」では、「薬学 PBL」のルーブリック評価表の「１．価値観の異なる同級生や上級生とうまくコミュニケーションし、仲間と連帯しながら、調査事項を共有する。（コミュニケーション、ホスピタリティー、情報共有）」、金城学院大学薬学部における問題解決型学習の共通ルーブリック評価表の「１．価値観の異なる他者に配慮して、うまくコミュニケーションし、グループ学習に積極的に取り組む（コミュニケーション能力）」というコンピテンシーに対してルーブリック評価を行っており、「薬学 PBL」、「薬学 CBL」では全教員が、「薬学 TBL」では授業担当教員が manaba 上で確認できるようになっており、達成度の低い学生へのフィードバックを行うことが可能となっている。

（５）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料 5-1 屋根瓦方式 PBL チュートリアルガイド 2020 年度版 1 年生用

資料 5-2 2020 年度版薬学 TBL スタディーガイド

資料 5-3 薬学 PBL（１）、（２）のルーブリック評価（チュートリアルガイド抜粋）

資料 5-4 金城学院大学薬学部における問題解決型学習の共通ルーブリック評価（１～４年生）（2020 年度版薬学 TBL スタディーガイド抜粋）

資料 2-1 2020 年度「薬学 PBL（１）」シラバス

資料 2-2 2020 年度「薬学 PBL（2）」シラバス

資料 2-6 2020 年度「薬学 TBL」シラバス

資料 3-1 2020 年度「薬学 CBL〈前半〉」シラバス

検討所見

改善すべき点（5）は、本評価時において、コミュニケーションの基本的能力を身につける教育を総合した目標達成度の評価が行われていなかった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（4）の対応をとり、「薬学 PBL」、「薬学 TBL」及び「薬学 CBL」における問題解決型学習のルーブリック評価の中に、コミュニケーションの基本的能力を評価する指標を設け、学生に自己評価させている。

以上のことは、上記（5）の根拠資料から確認できたが、評価は学生による自己評価に留まっているので、教員による総合的な評価の実施を含め、指摘の趣旨に沿った改善をさらに進めることを期待する。

改善すべき点（6）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

4. 薬学専門教育の内容

（2）指摘事項

薬学専門教育の内容と薬学教育モデル・コアカリキュラムへの準拠に関して、以下の問題点があるので、それらを改善することが必要である。

- ① 個々の授業科目のシラバスに、当該科目に対応する薬学教育モデル・コアカリキュラムの「一般目標」との対応を明示することが必要である。
- ② シラバスの授業計画が項目と薬学教育モデル・コアカリキュラム到達目標記号の列挙で、各回の授業でどのような内容を学ぶかを学生が把握できないので、より具体的な内容に改善する必要がある。
- ③ 個々の授業科目の毎回の授業内容と薬学教育モデル・コアカリキュラムの到達目標の学習領域との対応を確認し、それらに適合した学習方略と評価方法をシラバスに明記することが必要である。
- ④ 薬学教育モデル・コアカリキュラムの到達目標の全てを必修科目で取り上げておく必要がある。

（3）本評価時の状況

シラバスには、薬学教育モデル・コアカリキュラムのどの一般目標と対応するかを科目ごとに明示しておらず、授業内容、学習方略あるいは評価方法の記載が科目によって具体性に欠けている部分があり、学生にとって分かり易いとは言えなかった。記載紙面が狭いフォーマットにも問題があった。また、薬学教育モデル・コアカリキュラムの到達目標のうち、どの必修科目にも取り上げられていない項目があった。本学部では、モデル・コアカリキュラムは、あくまでも“ガイドラインであり、網羅的であることを強制するものではない”と理解しており、そこに示された“全ての到達目標をいずれかの必修科目で取り上げなければならない”とは判断していなかった（この点は訪問調査の際に確認済み）。

（4）本評価後の改善状況

シラバスのフォーマットを刷新し、指摘された項目を漏れなく記載した。この修正によって、授業計画、授業内容の把握が容易になった。また、必須科目で薬学教育モデル・コアカリキュラムの全ての到達目標を取り上げた。具体的な対応は以下の通り。

①～② 平成 31(2019)年度シラバスで対応済み。令和 2 (2020)年度以降のシラバスでブラッシュアップを継続している。カリキュラム点検・評価委員会の 2020 年度議事録にシラバス記載の方針を確認し、チェックを行った。

③ 平成 31(2019)年度シラバスで対応済み。令和 2 (2020)年度以降も“適合した学習方略と評価方法が明記された”シラバスを作成し、薬学部カリキュラム点検評価委員会（平成 31(2019)年 3 月から新たに設置）がその内容を恒常的にチェックするよう、体制を整えた。なお、委員会規程の改正が遅れていて令和 4 (2022)年 7 月 13 日に改正した。ここでは、「環境衛生学」、「医薬品情報学（1）」、「基礎薬学演習 B」のシラバス抜粋を根拠資料の抜粋としてあげる。

④ 平成 31(2019)年度から全ての SBO が盛り込まれた教育を実践している。対応科目が記されていないなかった SBO、“神経系の疾患に用いられる代表的な薬物の基本構造と薬効（薬理・薬物動態）の関連を概説できる”は、「薬理学（2）」の授業内容として取り入れた授業を実施している。しかしながら、シラバスに該当 SBO の記載が出来ていないことが判明した。そこで、2024 年度シラバスには「薬理学（2）」に“E-2-3-4 神経系の疾患に用いられる代表的な薬物の基本構造と薬効（薬理・薬物動態）の関連を概説できる”を加筆する。

(5) 改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料 6-1 2019 年度シラバス 1 2019 年度シラバス 2

資料 6-2 2020 年度シラバス 1 2020 年度シラバス 2

資料 6-3 金城学院大学薬学部委員会規程の一部変更について

資料 6-4 2019 年度薬学部校務分担

資料 6-5 2020 年度カリキュラム点検・評価委員会議事録及び該当部分抜粋

資料 6-6 2020 年度「環境衛生学」「医薬品情報学（1）」「基礎薬学演習 B」シラバス

検討所見

改善すべき点（6）の①と②は、本評価時において、薬学専門教育の薬学教育モデル・コアカリキュラムへの準拠に関して、シラバスへの一般目標と到達目標の記載方法に問題があり、学生が授業内容を把握しにくかった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（4）の①～②の対応をとり、平成 31(2019)年度からのシラバスを刷新することにより、授業内容の把握が容易になったとしており、令和 2(2020)年度以降のシラバスでブラッシュアップを継続している。

以上のことは、上記（5）の根拠資料 6-1、6-2 および 6-5 で確認できたが、指摘された問題点は改善途上にあると判断する。今後、書式の統一を含めて、学生にとってわかりやすくなるように、改善をさらに進めることを期待する。

検討所見

改善すべき点（6）の③は、本評価時において、薬学専門教育の個々の授業科目が対応する学習領域に適合した学習方略と評価方法がシラバスに明記されていなかった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（4）の③の対応をとり、平成 31(2019)年度からは、学習領域に適合した学習方略と評価方法をシラバスに明記し、薬学部カリキュラム点検・評価委員会がその内容を恒常的にチェックする体制を整えた。

以上のことは、上記（5）の根拠資料 6-6 から確認できたので、指摘された問題点は改善されたものと判断する。

検討所見

改善すべき点（6）の④は、本評価時において、薬学教育モデル・コアカリキュラムの到達目標の中に、必修科目で取り上げられていない項目があった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（4）の④の対応をとり、対応科目が記されていなかった SBO “神経系の疾患に用いられる代表的な薬物の基本構造と薬効（薬理・薬物動態）の関連を概説できる” は、「薬理学（2）」に取り入れ、平成 31(2019)年度から全ての SBO が盛り込まれた教育を実践している。

以上のことは、上記（5）の資料 6-1 および 6-2 から確認できたので、指摘された問題点は改善されたものと判断する。

改善すべき点（7）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

4. 薬学専門教育の内容

（2）指摘事項

大学独自の薬学専門科目については、シラバスにその旨を明記し、学生が独自科目であることを認識できるようにする必要がある。

（3）本評価時の状況

自己点検・評価書に薬学部のカリキュラムに含まれる大学独自の薬学専門教育科目を挙げたが、シラバス等を通じて学生に伝えられてはいなかった。

（4）本評価後の改善状況

平成 31(2019)年度シラバスから、フォーマットを変更して大学独自の薬学専門教育科目を明示している。これにより、学生は薬学部独自の専門教育科目を容易に認識できるようになった。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料 6-1 2019 年度シラバス 1 2019 年度シラバス 2（「化粧品学」、「サプリメント開発概論」等）

検討所見

改善すべき点（7）は、本評価時において、大学独自の薬学専門科目のシラバスに独自科目であることが明記されていなかった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（4）の対応をとり、平成 31(2019)年度のシラバスからフォーマットを変更して大学独自の薬学専門教育科目を明示している。

以上のことは上記（5）の根拠資料から確認できたので、指摘された問題点は改善されたものと判断する。

改善すべき点（８）

（１）改善すべき点が指摘された『中項目』

５．実務実習

（２）指摘事項

実務実習事前実習全体としての目標達成度を評価する指標を設定し、それに基づく適切な評価を行うことが必要である。

（３）本評価時の状況

事前学習教育は、複数の講義、実習科目と共用試験合格後に実施する「事前学習」とに分散して実施し、科目ごとに到達目標の達成度を評価していたが、実務実習事前学習全体としての目標達成度を評価していなかった。

（４）本評価後の改善状況

実務実習事前実習の目標達成度を全体的に評価するため、令和２（2020）年度にルーブリック評価表を作成した。年度始めの実習オリエンテーションで内容を説明し、manaba 上でのアンケート機能を用いて４年次進級時、４年次前期終了時、共用試験受験前および実務実習開始前の計４回、目標達成度を自己評価させることとし、令和３（2021）年度から運用している。これら自己評価の目標達成度の状況は担当教員が閲覧でき、適宜指導できるシステムとなっている。

（５）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料 8-1 金城学院大学薬学部における実務実習事前学習のルーブリック評価（４年生）

資料 8-2 2021 年度事前学習（１）（事前学習ルーブリック評価説明_前田教授講義資料）

資料 8-3 「事前学習（１）」manaba のアンケート画面

資料 8-4 「事前学習（１）」manaba のルーブリック評価入力画面

検討所見

改善すべき点（８）は、本評価時において、実務実習事前実習全体としての目標達成度を評価するための指標の設定と、それに基づく適切な評価が行われていなかった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（４）の対応をとり、実務実習事前実習の目標達成度を全体的に評価するためのルーブリック評価表を令和２（２０２０）年度に作成し、令和３（２０２１）年度から、４年次進級時、４年次前期終了時、共用試験受験前および実務実習開始前の計４回、目標達成度を学生に自己評価させることとした。

以上のことは、上記（５）の根拠資料から確認できたが、評価は学生による自己評価に留まっているので、教員による総合的な評価の実施を含め、指摘の趣旨に沿った改善をさらに進めることを期待する。

改善すべき点（9）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

5. 実務実習

（2）指摘事項

実務実習終了後、実習施設の指導者、および指導教員から意見聴取を行うことが必要である。

（3）本評価時の状況

実習生、指導薬剤師、指導担当教員およびアドバイザー教員相互における実務実習の進捗に係る情報共有と意見交換は、実務実習指導・管理システムを介して実習開始前から実習期間を通じて行われ、記録されていた。これは学生の形成的教育に有益であり、実習施設の指導者および教員による教育方策の選択を柔軟にし、学習成果を正確に評価することに役立っていた。したがって、実習開始前から終了後まで一貫して維持される情報共有と意見交換は、実習終了後の実習施設の指導者および指導担当教員からの意見聴取に代え得るものと判断していた。

（4）本評価後の改善状況

実習指導・管理システムを刷新し、同システムを介して実習開始前から実習期間を通じて実習終了後まで、日、週単位で情報共有や意見交換を行い、詳細に記録している。特に「実習全体の振り返り」を学生、指導薬剤師、指導教員が記入することで、実務実習終了後の実習施設の指導者、および指導教員から意見聴取が可能になった。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料 9-1 実務実習指導・管理システムマニュアル抜粋

検討所見

改善すべき点（9）は、本評価時において、実務実習終了後に実習施設の指導者および指導教員からの意見聴取がシステムに記録された内容のみを参考にして行われていた状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（4）の対応をとり、実習指導・管理システムを刷新し、実習終了後まで、日、週単位で情報共有や意見交換を行い、特に「実習全体の振り返り」を学生、指導薬剤師、指導教員が記入することで、実務実習終了後の実習施設の指導者、及び指導教員から意見聴取を行っている。

以上のことは上記（5）の根拠資料から確認できたので、求められている改善に向けた取り組みが進められていると判断する。今後、実務実習終了後に、システムに記録された内容を確認するだけでなく、実習施設の指導者及び指導教員から直接意見聴取を行うなど、指摘の趣旨に沿った改善をさらに進めることを期待する。

改善すべき点 (10)

(1) 改善すべき点が指摘された『中項目』

5. 実務実習

(2) 指摘事項

実務実習の成果発表が一部の学生に限られ、実務実習終了後の学生アンケートには実習内容への意見が含まれていないので、全学生に対する実習内容への意見聴取を行うことが必要である。

(3) 本評価時の状況

実習に参加した全学生と教員を集めて、実務実習を通じて得られた成果、気づいた問題点と対応策等を少数の学生が代表して報告し、学生間、学生と教員間で質疑応答、意見交換していた。教育に携わった指導薬剤師からの評価、意見も聴くことができるように配慮していたが、全学生を発表者とした成果報告会は開催していなかった。また、参加学生全員からアンケートによって意見聴取していたが、充分ではないと評価された。

(4) 本評価後の改善状況

令和2(2020)年度より、6年次の講義2時限分を成果報告会に充てている。
具体的には、

- ① 薬局実習・病院実習の学習領域からそれぞれ2テーマずつを出題
- ② 6年生全員が実習での自分の体験談をもとに実習成果を提出
- ③ manaba を介して成果を公表し、教員・学生間で情報共有
- ④ 6年生全員が公表結果を見て感想文を提出

の手順で進め、最後に実務系教員が感想文と発表会の総評を行っている。

(5) 改善状況を示す根拠となる資料等 (以下に記述した資料は別添のとおり)

資料 10-1 令和2(2020)年度報告会資料(実務実習が終わってからなので2021年4月に行っています)

検討所見

改善すべき点(10)は、本評価時において、実務実習の成果発表が一部の学生に限られており、実務実習の内容に関する意見聴取が全学生を対象として行われていなかった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記(4)の対応をとり、6年次の講義2時限分を成果報告会に充て、全学生に対して実習内容に関する成果を提出させ、教員・学生間で情報共有し、意見聴取を行うようにした。

以上のことは、上記(5)の根拠資料から確認できたので、指摘された問題点は改善されたものと判断する。

改善すべき点 (11)

(1) 改善すべき点が指摘された『中項目』

6. 問題解決能力の醸成のための教育

(2) 指摘事項

問題解決能力の醸成に向けた教育は、各科目における目標到達度を評価するための指標を設定し、それに基づいて適切に評価することが必要である。

(3) 本評価時の状況

自己点検・評価書作成の段階で、問題解決能力の醸成に向けた教育における科目ごとの目標達成評価、一連の科目の成果を総合した評価の実施、記録が充分には行われていなかったことを認識し、「薬学 PBL」、「薬学 TBL」および「薬学 CBL」では科目ごとにルーブリック評価表を作成して平成 30(2018)年度から運用を始めていた。

(4) 本評価後の改善状況

「薬学 PBL」、「薬学 TBL」および「薬学 CBL」で目標到達度を評価するための指標を設定し、ルーブリック評価表を作成して平成 30(2018)年度から運用を開始している。一方、4年次～6年次にかけての「卒業研究」（旧カリ名は「卒業論文／文献調査」）は問題解決型能力醸成の集大成であり、「薬学 PBL」、「薬学 TBL」および「薬学 CBL」で醸成した問題解決能力をベースに更に問題解決型能力を向上させる。「卒業研究」（旧カリ名は「卒業論文／文献調査」）の評価方法も 2019 年度よりあらためた。具体的には、2名の教員で行い、6個の観点で評価を行う。一方、ディプロマ・ポリシーのルーブリック評価表のコンピテンシー 2.「薬学の問題に取り組む基礎能力を身につけ、情報を適正に取り扱い、色々な角度から問題点を論理的に考えて解決を図ることができる。」についてのルーブリック評価を 4～6年次で自己評価させている。

(5) 改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料 11-1 問題解決型学習の共通ルーブリック評価 manaba 入力画面

資料 11-2 2018 年度「薬学 PBL（2）」「薬学 TBL」シラバス

資料 11-3 2020 年度「卒業研究」シラバス

資料 11-4 卒業論文（・文献調査）の評価について

資料 11-5 薬学部ディプロマ・ポリシーのルーブリック評価表（K-フォリオ 2020 抜粋）（資料は 2 年生用であるが、全学年共通）

検討所見

改善すべき点(11)は、本評価時において、問題解決能力の醸成に向けた教育に関連する科目ごとの目標到達度を評価するための指標の設定と、それに基づく適切な評価が行われていなかった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記(4)の対応をとり、「薬学PBL」、「薬学TBL」および「薬学CBL」の目標到達度を評価するためのルーブリック評価表を作成し、平成30(2018)年度から運用している。また、「卒業研究」においても2019年度より6個の観点からなる共通評価表を用いて、2名の教員による卒業論文の評価を行っている。

以上のことは、上記(5)の根拠資料から確認できたので、求められている改善に向けた取り組みが進められていると判断する。今後、問題解決能力の醸成に向けた教育のその他の科目(薬学セミナー(1)、薬学概論(2)、など)についても適切な評価が行われ、指摘の趣旨に沿った改善をさらに進めることを期待する。

改善すべき点 (12)

(1) 改善すべき点が指摘された『中項目』

6. 問題解決能力の醸成のための教育

(2) 指摘事項

関連科目を総合して問題解決能力の醸成に対する達成度を評価するための指標を設定し、それに基づいて適切に評価することが必要である。

(3) 本評価時の状況

問題解決能力醸成教育を目標とした一連の科目では、個々の科目の評価はしていたが、総合的な評価はしていなかった。本件については、平成 30(2018)年度にルーブリック評価表の作成にとりかかっていた。

(4) 本評価後の改善状況

「薬学 PBL」、「薬学 TBL」および「薬学 CBL」の各科目だけでなく、科目横断的な統一ルーブリック評価表を作成し、平成 30(2018)年度から運用している。具体的には、manaba のアンケートからルーブリック評価表における到達度を自己評価している。なお、各年度での K-フォリオへの学生自己評価記載内容については、2022 年度までは紙媒体に記録し、2023 年度から manaba に入力し、全教員が閲覧できる状況になっている。主に、アドバイザー教員によるアドバイザー学生の到達度を確認することを目的としているが、今後教員の学生への関与を明確にするように検討を進める。また、2020 年 10 月 14 日開催の薬学部教授会で、DP 到達度へのアドバイザー教員の関与を承認するとともに、現 5 年生（2019 年度入学生）以降の学生から卒業判定を行う際に、DP ルーブリックの到達度が 4（場合によっては 3）に到達していることを確認することになった。そのために、各年度にアドバイザーは DP 到達度を確認し、到達度が向上できるよう学生と面談することをお願いしている。

(5) 改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料 12-1 manaba 薬学部教務指導用-2 年生、3 年生画面コピー

資料 11-1 問題解決型学習の共通ルーブリック評価 manaba 入力画面

資料 11-2 2018 年度「薬学 PBL（2）」「薬学 TBL」シラバス

資料 12-2 DP ルーブリック評価到達度アンケートの manaba 入力画面コピー

資料 12-3 2023 年 4 月 DP ルーブリック評価到達度集計結果

資料 12-4 2020 年 10 月 14 日教授会議事録及び資料抜粋

検討所見

改善すべき点(12)は、本評価時において、問題解決能力の醸成のための教育に関連する科目の総合的な目標達成度を評価するための指標の設定と、それに基づく適切な評価が行われていなかった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記(4)の対応をとり、科目横断的な共通ルーブリック評価表を作成し、平成30(2018)年度より、学生に自己評価させている。

以上のことは上記(5)の根拠資料から確認できたが、評価は学生による自己評価に留まっているので、今後、教員による総合的評価の実施を含め、指摘の趣旨に沿った改善をさらに進めることを期待する。

改善すべき点 (13)

(1) 改善すべき点が指摘された『中項目』

8. 成績評価・進級・学士課程修了認定

(2) 指摘事項

成績評価が「F」となった場合に再試験を行い、合格すれば「C」評価とする制度、再履修不能な薬学教育専門の必修科目について次年度の当該科目の再試験を再々試験として受験できる制度、期間外再々試験を行う制度、5、6年次の再々試験を該当学年の前期に実施する制度は、「再試験」や「再々試験」に合格すれば単位が修得できることになり、厳正な成績評価という点で問題があるので、改善する必要がある。

(3) 本評価時の状況

成績評価がFの科目は再試験に合格すればC評価としていた。再履修が不能な薬学専門教育の必修科目は、次年度の当該科目の再試験を再々試験として受験できることとしていた。また、期間外再々試験、5、6年次では再々試験を該当学年の前期に実施して再試験や再々試験に合格すれば単位が修得できることとしてきた。再試験、再々試験を実施する場合、補講等（manaba など LMS の利用を含む）の実施は各教員の判断に委ねられており、必ずしも全科目で実施されてはいなかった。

(4) 本評価後の改善状況

再試験等を実施する際は、学力を担保するために補講（manaba などの教育支援システム利用を含む）等の対応をとり、各教員はその実施記録を残すこととした。令和2（2020）年度シラバスからは、再試験等の評価方法をシラバスの“成績評価”の欄に明記することとした。根拠資料として、2020年度「薬剤学（1）」シラバス及び2020年度「薬学英语（2）」シラバスを付したが、成績評価欄に再試験、再々試験受験前の手当を明記している。2022年度再試験、再々試験を実施した科目において行った措置をまとめた。

(5) 改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料 6-2 2020 年度シラバス 1 2020 年度シラバス 2

資料 13-1 2020 年度「薬剤学（1）」シラバス

資料 13-2 2020 年度「薬学英语（2）」シラバス

資料 13-3 2022 年度再試験、再々試験受験の際に実施した補講などのまとめ表

検討所見

改善すべき点（13）は、本評価時において、「再試験」と「再々試験」の制度に厳正な成績評価という点で問題があった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（4）の対応をとり、再試験等を実施する際は、学力を担保するための補講等を行い、各教員はその実施記録を残すこととした。また、令和2（2020）年度シラバスからは、再試験等の評価方法をシラバスの“成績評価”の欄に明記することとした。

以上のことは、上記（5）の根拠資料から確認できたが、「再試験」と「再々試験」の制度の在り方には顕著な改善が認められないため、厳正な成績評価が必要であるという指摘を踏まえた改善を進めることを求める。

改善すべき点 (14)

(1) 改善すべき点が指摘された『中項目』

8. 成績評価・進級・学士課程修了認定

(2) 指摘事項

薬学共用試験が不合格であった場合、正規の科目である「CBL(3)」の評価を「F」とする制度は、廃止する必要がある。

(3) 本評価時の状況

平成 29(2017)年度の「CBL(3)」では、薬学共用試験の合否に基づいて成績を評価し、当該科目の得点が合格基準を上回っていた学生 6 名を不合格としていた(共用試験不合格者は進級できないため、次年度に再履修させる方が当該学生にはメリットがあるという判断があった)。

(4) 本評価後の改善状況

平成 30(2018)年度より正規科目の成績評価と薬学共用試験の合否を連動させることは廃止しており、同年度の「CBL(3)」では成績評価に共用試験の結果を含めていない。この点は平成 30(2018)年 9 月の訪問調査の際に確認していただいた。

令和 1(2019)年度に但し書きへの対応として改善報告済。

(5) 改善状況を示す根拠となる資料等(以下に記述した資料は別添のとおり)

省略。

検討所見

改善すべき点(14)は、「但し書き」で指摘したもので、下記の改善がすでに完了している。(2018年9月)

金城学院大学薬学部は、平成 30(2018)年度より、正規科目の成績評価と薬学共用試験の合否を連動させることを廃止している。

改善すべき点 (15)

(1) 改善すべき点が指摘された『中項目』

8. 成績評価・進級・学士課程修了認定

(2) 指摘事項

卒業不認定者の大部分が「薬学総合演習」の試験結果が不合格であることのみが理由となっていることは、卒業の可否判断が薬剤師国家試験に向けた知識に関する試験成績によって行われていることを意味しており、卒業認定はディプロマ・ポリシーの達成に基づいて行うという趣旨に合致していないので、改善する必要がある。

(3) 本評価時の状況

「薬学総合演習」が不合格であることのみが卒業不認定の理由ではないが、「薬学総合演習」が不合格なだけで卒業不認定となる者が多いのは事実であり、ディプロマ・ポリシーの達成に基づいて卒業を認定するという本来のあり方から外れていた。

(4) 本評価後の改善状況

総合的な学習成果を測定するための指標として、K-フォリオを使い、各年度始めに学生が自己評価し、卒業判定時にはディプロマ・ポリシーへの到達度を確認することとした。平成 31(2019)年度に薬学科ディプロマ・ポリシールーブリック評価表を作成した。これを用い、各年度始めの在学生オリエンテーションで自己評価をさせている。卒業判定においては、薬学科ディプロマ・ポリシールーブリック評価表のベンチマークに到達していること、履修すべきすべての単位を修得していることを確認したのち卒業判定を行うことにした。これは平成 31(2019)年度入学生から実施しており、令和 6(2024)年度以降の卒業判定においては、全ての単位を修得していること並びにルーブリック評価表の到達度（最低レベル3以上であること）を考慮することを教授会で承認した。

(5) 改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料 15-1 令和 2(2020)年度学科別協議会資料

資料 15-2 令和 2(2020)年度第 276 回薬学部教授会（臨時）議事録

資料 15-3 令和 2(2020)年度第 5 回薬学部教務委員会記録

資料 11-5 薬学部ディプロマ・ポリシーのルーブリック評価表（K-フォリオ 2020 抜粋）（資料は 2 年生用であるが、全学年共通）

検討所見

改善すべき点(15)は、本評価時において、学士課程修了認定がディプロマ・ポリシーの達成度に基づいて行われていなかった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記(4)の対応をとり、薬学科ディプロマ・ポリシールーブリック評価表を作成し、平成31(2019)年度入学生から各年度始めに学生に自己評価をさせている。さらに、令和6(2024)年度以降の卒業判定においては、全ての単位の取得に加え、ルーブリック評価表の到達度(最低レベル3以上であること)を考慮することを教授会で承認した。

以上のことは、上記(5)の根拠資料から確認できたので、求められている改善に向けた取り組みが進められていると判断する。今後、教員によるディプロマ・ポリシー達成度の適切な評価などを通して、学士課程修了認定が適正に行われることを期待する。

改善すべき点 (16)

(1) 改善すべき点が指摘された『中項目』

8. 成績評価・進級・学士課程修了認定

(2) 指摘事項

卒業留年生に対する特別な科目である「薬学総合演習（前期）」（6単位）が不合格で9月に卒業できなかった卒業留年生が、正規の6年生に開講されている「薬学総合演習」の後期分を履修して再履修とする制度は、好ましくないので、改善する必要がある。

(3) 本評価時の状況

「薬学総合演習（前期）」の単位数は実際には8単位であったが、正誤表での修正から漏れていたため、評価報告書の提言には「薬学総合演習（前期）」（6単位）と記載されていた。

卒業留年生を対象とした「薬学総合演習（前期）」（8単位）が不合格となって9月に卒業できない学生の実数は極めて少ないと考えられたため、6年生向けの「薬学総合演習」（通年8単位）の後期分を履修させる方針をとっていた。

(4) 本評価後の改善状況

令和2(2020)年度より卒業留年生を対象とした「薬学総合演習（前期）」（8単位）および「薬学総合演習（後期）」（8単位）を設け、「薬学総合演習（前期）」（8単位）を不合格になった場合、「薬学総合演習（後期）」（8単位）を履修することに改めた。

(5) 改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料 16-1 2020 年度「薬学総合演習〈前期〉」シラバス

資料 16-2 2020 年度「薬学総合演習〈後期〉」シラバス

検討所見

改善すべき点(16)は、本評価時において、9月に卒業できなかった卒業留年生が、正規の6年生に通年で開講されている「薬学総合演習」の後期分のみを履修して再履修扱いとされていた状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記(4)の対応をとり、令和2(2020)年度からは、「薬学総合演習(前期)」が不合格となった卒業留年生を対象とする「薬学総合演習(後期)」を開講することとした。

以上のことは、上記の根拠資料(5)から確認できたので、指摘された問題点は改善されたものと判断する。

改善すべき点 (17)

(1) 改善すべき点が指摘された『中項目』

10. 教員組織・職員組織

(2) 指摘事項

演習、実験、実習または実技を伴う授業科目を担当し、研究に携わっている「助教」は、学校教育法第92条、大学設置基準第16条の2に適合する資格を有する専任教員とする必要がある。

(3) 本評価時の状況

薬学部では、学校教育法第92条の8および大学設置基準第16条の2に適合する資格を有する者を助教として採用してきたが、大学は専任教員として認めていなかった。

(4) 本評価後の改善状況

助教を専任教員とすることはできていないが、助教任用規程、助教の勤務に関する申合せを一部変更し、教育活動を追加した。また、助教本俸規程を一部変更し、任用初年度の本俸の号俸は、大学専任教員と同じ前歴年数換算表により決定することとした。

(5) 改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料 17-1 金城学院大学助教任用規程

資料 17-2 金城学院大学薬学部助教の勤務に関する申合せ

資料 17-3 金城学院大学助教本俸規程

検討所見

改善すべき点(17)は、本評価時において、演習、実験、実習または実技を伴う授業科目を担当し、研究に携わっている「助教」が、学校教育法と大学設置基準に適合する資格を有する専任教員として扱われていなかった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記(4)の対応をとり、学校教育法第92条と大学設置基準第16条の2に適合するよう、助教任用規程と助教の勤務に関する申合せを一部変更し、教育活動を追加したが、専任教員とすることはできていない。

以上のことは、上記(5)の根拠資料から確認できたので、求められている改善に向けた取り組みが進められていると判断するが、今後、助教を法令に適合した専任教員とする必要があるという指摘を踏まえた改善を進めることを求める。

改善すべき点 (18)

(1) 改善すべき点が指摘された『中項目』

13. 自己点検・評価

(2) 指摘事項

6年制薬学教育プログラムの自己点検・評価を恒常的に行うための委員会を、既存の薬学部自己点検・評価委員会とは別に設け、運営委員以外の意見を取り入れるなど客観的な評価を行う体制を設ける必要がある。

(3) 本評価時の状況

大学および各学部に自己評価委員会を設置し、活動目標および報告を以て情報共有を図り、次年度の大学および学部の活動に反映させる形をとってきた。薬学部自己評価委員は運営委員が兼務しており、6年制薬学教育プログラム全体の点検・評価を客観的かつ恒常的に行うための独立した委員会を置いてはいなかった。

(4) 本評価後の改善状況

薬学部自己評価委員会を運営委員に外部有識者2名を加えた組織に変更した。また、6年制薬学教育プログラムの自己点検・評価を進めるために、運営委員会から独立した薬学部カリキュラム点検・評価委員会を新たに設けた。

(5) 改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料 6-3 金城学院大学薬学部委員会規程の一部変更について

資料 6-4 2019年度薬学部校務分担

検討所見

改善すべき点(18)は、本評価時において、6年制薬学教育プログラムの自己点検・評価を恒常的に行うための独立した委員会が設置されていなかった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記(4)の対応をとり、薬学部自己評価委員会を運営委員に外部有識者2名を加えた組織に変更するとともに、6年制薬学教育プログラムの自己点検・評価を進めるために、運営委員会から独立した薬学部カリキュラム点検・評価委員会を新たに設けた。

以上のことは、上記(5)の根拠資料から確認でき、指摘された問題点は改善されたものと判断する。

改善すべき点 (19)

(1) 改善すべき点が指摘された『中項目』

13. 自己点検・評価

(2) 指摘事項

自己点検・評価の結果の活用は、個別に立てた目標の達成を目指すのではなく、学部6年制薬学教育プログラム全体を恒常的に点検・評価することで問題点を見出し、それらを改善することで6年制薬学教育の向上・発展を目指す必要がある。

(3) 本評価時の状況

薬学部では、運営委員が自己評価委員を兼務しており、カリキュラム委員会は常設していなかった。6年制薬学教育プログラム全体の恒常的な点検・評価のためには必ずしも十分な体制ではなかった。

(4) 本評価後の改善状況

2019年度より独立したカリキュラム点検・評価委員会を設置し、6年制薬学教育全体の問題点を抽出し、教務委員会、薬学教育企画室と協力して対策を講じる活動を始めている。カリキュラム点検・評価委員会議事録2020年2月5日議事録では、カリキュラム点検・評価委員会の具体的な業務が確認された。また、同年3月10日の会議では、2019年度薬学部カリキュラムの総括が話し合われたことがわかる。更に、2021年3月4日の会議では、2019年度及び2020年度薬学部教育実績データサマリーに基づいて学部における教育効果の検証が行われた。

(5) 改善状況を示す根拠となる資料等 (以下に記述した資料は別添のとおり)

資料 6-4 2019年度薬学部校務分担

資料 19-1 2018年度薬学部運営委員会議事録、資料(2019年度学部委員会について)

資料 6-3 金城学院大学薬学部委員会規程の一部変更について

資料 6-5 2020年度カリキュラム点検・評価委員会議事録及び該当部分抜粋

資料 19-2 カリキュラム点検・評価委員会_2021年3月4日議事録抜粋

資料 19-3 カリキュラム点検・評価委員会_2020年2月5日、3月10日議事録抜粋

検討所見

改善すべき点(19)は、本評価時において、6年制薬学教育プログラム全体の恒常的な点検・評価を通して6年制薬学教育の向上・発展を目指す体制が整備されていなかった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記(4)の対応をとり、2019年度より独立したカリキュラム点検・評価委員会を設置し、6年制薬学教育全体の問題点を抽出し、教務委員会、薬学教育企画室と協力して対策を講じる活動を始めている。

以上のことは、上記(5)の根拠資料から確認できたので、求められている改善に向けた取り組みが進められていると判断する。今後、新たに整備された体制の適正な活動を通して、6年制薬学教育が向上・発展することを期待する。